

鳴門市公私連携幼保連携型認定こども園公私連携法人募集に関する質問(回答)
(令和4年7月20日現在)

◆旧大津西幼稚園のみ

Q1 旧大津西幼稚園の民間移管に伴い、既に保育所を運営する法人が民間移管先に決定した場合、既存保育所も公私連携幼保連携型認定こども園となるのでしょうか。

A1 既に保育施設を運営している法人が本件連携法人に指定された場合でも、当該法人が運営する既存の保育施設を新たに公私連携施設とすることはありません。

Q2 1の質問に続き、法人が運営する既存保育所が公私連携幼保連携型認定こども園となった場合、分園は認められるのでしょうか。(現保育所：0～3歳児、旧大津西：4～5歳児)

A2 本件公私連携幼保連携認定こども園を他施設の分園とすることはできません。

Q3 提出様式にあります定員設定については、施設整備を考えない場合、4～5歳児の定員設定でよろしいのでしょうか。

A3 定員設定については、4、5歳児に限定するものではありません。ただし、2歳以下の児童への食事の提供については外部搬入が認められていないため、2歳以下の児童の受け入れを行うためには施設整備を行う必要があります。

Q4 近隣保育所と旧大津西幼稚園は、距離は離れていますが、同地区内の管轄であるため、単園単園で定員設定すると、園児の取り合いが想定されることが予想されますが、鳴門市としてのお考えをお聞かせ下さい。

A4 本件募集については、市として地域ニーズに基づき実施を決定しています。新たに設置する公私連携幼保連携型認定こども園の適正定員やその募集方法については、連携法人選定にあたっての審査項目となることから回答を差し控えさせていただきます。ただし、運営法人が利用の選考を行う教育認定児童に関しては、施設が所在する小学校区に住民票がある児童が優先的に利用できるよう市として求めることとなります。